

別表の改正のうち金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現 行			
道路占用料金表				道路占用料金表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円
	第2種電柱		870円	第2種電柱			790円
	第3種電柱		1,200円	第3種電柱			1,100円
	第1種電話柱		510円	第1種電話柱			460円
	第2種電話柱		810円	第2種電話柱			730円
	第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱			1,000円
	その他の柱類		51円	その他の柱類			46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類			3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	路上に設ける変圧器	1個につき1年		450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	郵便差出箱及び信書便差出箱			380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		910円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円

	外径が1メートル以上のもの		610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設	地下に設けるもの	3円
	その他のもの		10円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810円
	その他のもの	上空に設けるもの	510円
		地下に設けるもの	300円
	その他のもの		1,000円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		900円
	地下に設ける通路		540円
	その他のもの		1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1か月	180円
道路法施行令(昭和27年政令第479号以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年 810円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 18円
	その他のもの		1本につき1か 180円

	外径が1メートル以上のもの		550円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設	地下に設けるもの	3円
	その他のもの		9円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	730円
	その他のもの	上空に設けるもの	460円
		地下に設けるもの	270円
	その他のもの		910円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1か月	190円
道路法施行令(昭和27年政令第479号以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年 730円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 19円
	その他のもの		1本につき1か 190円

	もの	月	
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日のためのもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	180円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,800円
	その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1か月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地を除外する。)	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額

	もの	月	
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日のためのもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900円
	その他のもの		930円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	910円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1か月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地を除外する。)	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて 得た額